

第1回 教科用図書選定審議会 議事概要

令和3年4月22日(木)

岡山県庁3F大会議室

1 開会

教育長挨拶

2 選定審議会委員紹介

3 事務局より説明

- (1) 教科用図書の種類について
- (2) 県教育委員会の役割について
- (3) 教科用図書選定審議会の役割について
- (4) 令和4年度用教科用図書選定審議会日程

4 会長、副会長の選出

5 諮問

6 議事

I 「採択の基準(案)」

【1 採択の方針について】

(●事務局：「採択基準(案)」の「採択の方針」について説明)

○委員長：補足説明をすると、この採択の方針を、各市町村教育委員会等の採択権者に示す。そのために本審議会で審議する。また、それぞれの教科書はどのような特徴をもっているかについての検討を専門調査委員会が行い、専門調査委員会で作成した資料を本審議会で審議する。様々な立場の方に参加していただいているので、遠慮なく意見をいただきたい。「採択の方針」についてはこれでよいか。

○委員：了承。

○委員長：審議を進めていく中で関連するものがあれば、随時意見を出していただきたい。

【2 採択の観点について】

(●事務局：「採択基準(案)」の「採択の観点」について説明)

○委員長：採択の観点を議論していくわけであるが、この採択の観点というのは、それぞれの教科書がどのような特徴をもっているかについて、専門調査委員が調査をするときに、どのような観点を教科書を調査していくかの基準となるものである。そのために審議会で議論して提案することになる。採択の観点について意見や質問をいただきたい。

○委員：検定済み教科書の採択の観点と一般図書の観点を比較すると、一般図書について「全体の分量が指導上適切であること」と記述されている。検定済み教科書は全体の分量だけではなく、「配分や表記について」の記述がある。一般図書についても配分や表記についての記述があってもよいと考える。どのような経緯でこの記述になったのか。

●事務局：教科書は主たる教材であり、1年間かけて、主たる教材として使用しながら学習していくものであり、全体の分量が指導上適切であることというのはページ数が少なくても多くても適切ではないため、このような記述をしている。配分や表記について、検定済み教科書については、見本が出版社から送られるため一つ一つ表記や配分について吟味しやすい。一般図書は、絵本や図鑑等の膨大な図書の中から選んでいく。県教育委員会としても研究は綿密に行うが、一冊一冊見ていくことが現実的ではないことから、表記しないことに至った経緯がある。

○委員長：検定済み教科書は基礎となる枠組みや構成が共通する部分があり、配分や表記を観点として調査研究を行い、各教科書会社のもを比較する上において大事な要素になる。しかし、一般図書の場合には多様な枠組みや構成があり、配分・表記を一つの観点として比較をしていくことが困難であることから、配分や表記についての記述がないと理解した。

○委員：了承。

○委員：検定済み教科書の観点と一般図書の観点とを比較したときに、検定済み教科書は新学習指導要領を踏まえた観点になっている。一般図書についても、新学習指導要領を踏まえた記述が必要ではないか。

●事務局：新学習指導要領を踏まえた観点は非常に大切なものだと考える。特別支援学校、特別支援学級で学習する児童生徒は、障害の種類・程度、能力・特性は様々である。児童生徒の状況に応じて最もふさわしい教科用図書を選定するのが第一と考えている。選定に必要な資料について、県教委から新学習指導要領を踏まえ、SDGs、キャリア教育、防災教育等を扱った一般図書の研究資料を市町村教委や学校に示す。県教委として新学習指導要領の考え方を大切にしている姿勢を示すことで対応できると考える。

○委員：それぞれ障害の程度や種類に合っていることが最も大切である。今回の新学習指導要領で、自分で表現したり、友達とのやりとりの中で学んだり、通常の学級の児童生徒とは違った配慮のもと、それぞれの障害の特性に合った形で学習を進めることが大切である。新学習指導要領を踏まえた一般図書を調査研究の対象としている等、どのように考えたのかということを知りたい。

●事務局：昨年度までは、文部科学省が示してきた資料を元に研究資料を作ってきたが、今年度から新学習指導要領の考え方を十分に取り入れた教科書を使用できるように研究資料を作成し、採択権者に示したいと考えている。自分で表現する力や友達との関わりの中で学ぶといった考え方は大切である。いただいた意見を踏まえながら調査研究を進めていく。また、主体的・対話的で深い学びについては、授業の中で基礎の部分であり、授業作りや研究については徹底して行うように各学校や市町村教育委員会に指導していく。

○委員長：新学習指導要領に基づき、それぞれの教科書を用いることによってどんな資質能力を育むことができるのかといった観点は非常に重要である。採択の観点について、専門調査員に事務局から十分に説明をお願いしたい。

○委員：障害の程度や特性が多様であることに加え、新学習指導要領を踏まえ、身に付けさせたい力の3観点について、口頭で説明をするのではなく、採択の観点到明記することで身に付けさせたい力が明確になると考える。

○委員：特別支援学校、特別支援学級の児童生徒に必要なものを考えると、コンテンツベースだけではなく、コンピテンシーベースというのが新しい流れである。児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性を踏まえて、目指す資質能力を育成するのに最もふさわしい内容といったような表現にし、各学校の実態や児童生徒一人一人の障害の状態や程度に応じ、目指すべき資質能力を育成することを目標とした教育活動にふさわしい教科書といった記述を取り入れてはどうか。

○委員長：児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性を踏まえて、目指す資質能力を育むために最もふさわしい内容という記述にすると、多様な障害のある児童生徒や各学校に対応できるものとなる。

○委員：目指すべき資質能力について明記することで、多様な障害のある児童生徒にとって、一般図書を活用しながら、新学習指導要領の考え方を踏まえた学習を行い、目指すべき資質能力を育成していくということが明確になる。

●事務局：採択基準については、いただいた意見を元に、委員長に相談しながら加筆訂正する。

○委員長：採択の観点について、丁寧に説明をしながら専門調査員に伝えていただきたい。

○委員：了承。

【3 採択の手続きについて】

(●事務局：「採択基準（案）」の「採択の手続き」について説明)

○委員長：事務局から説明があったが、審議会の案として承認していただけるか。

○委員：了承。

Ⅱ 「選定に必要な資料」について

(●事務局：「選定に必要な資料」について説明)

○委員：了承。

○委員長：選定に必要な資料について本様式に従い調査研究を進めてよいか、また、専門調査委員会を設置していくがよいか。

○委員：了承。

7 その他

8 閉会